

かもがわ

迎
春

歴史修正主義

「歴史修正主義」 武井彩佳 著

この本は、一般に受け容れられている歴史的事実を否定したり矮小化したり一側面のみを誇張したりして、意図的に歴史を書き換えようとする歴史修正主義について書かれた本です。この本に示唆されて歴史修正主義について考えてみました。

歴史とは

「歴史」という言葉は多義的ですが、人類史上の過去の出来事という意味で使われることが多いようです。世の中の出来事は一回限りのものなので人の記憶とともに消えていきます。しかし、手記や写真などの形で記録されれば、後の世の人など他人の目に触れることとなりますが、手記はもちろん写真であっても、その作成者が意図すると否にかかわらずその主観の影響を免れません。その結果、記録や手記などにより世の中に流布した事柄が事実なのかそうでないのかは必ずしもはっきりしないこととなります。

歴史の書き換え

歴史家などが時の権力者に都合のよい事実だけを書くこともないとはいえません。そのような理由もあって、一般に歴史的事実と思われる事柄を否定したり矮小化・一側面の誇張をしたりして歴史を書き換えようとする歴史修正主義が昔も今も繰り返し現れるのです。その結果、「アウシュヴィッツにガス室はなかった」とか「南京事件はねつ造だ」とかの極端な言説まで出てくることとなります。

陰謀説

第二次世界大戦は、ローズベルト大統領がイギリスを助けるために真珠湾攻撃の計画を事前に知りながら情報を隠蔽したという説は、今日に至るまで「隠された真実」だとして一部でささやかれているようです。このような言説は陰謀説といわれ、歴史修正主義の極端な例と思われる。

歴史の大切さ

「歴史は繰り返す」という言葉があるくらいですから、私達は政治や経済はもちろん日常生活を送るうえでも歴史を知って生き方を間違えないようにすることが大切です。学校で必ず日本史や世界史を学び、本屋に偉人伝が何冊も並んでいる理由です。

中央公論新社 2021年10月25日



歴史修正主義

ヒトラー賛美、ホロコースト否定論から法規制まで
武井彩佳 著

ナチによるユダヤ人虐殺といった史実について、意図的に歴史を書き替える歴史修正主義。フランスでは反ユダヤ主義の表現。ドイツではナチ擁護として広まる。1980年代以降は、ホロコースト否定論が世界各地東欧諸国で拡大する。本書は、100年以上に及ぶ欧米の歴史修正主義の実態を追い、歴史とは何かを問う。

中央公論新社ホームページより



弁護士

坂元 和夫
Kazuo Sakamoto

兵庫県知事選挙に思う

選挙直後の反応

昨年一月一七日に投票された兵庫県知事選挙で、斎藤元彦前知事が再選されました。兵庫県民以外には、この結果は、全くの予想外のことで、「兵庫県民は何を考えているのか。」「公益通報者保護法に違反した政治家が再選されるなんて。」という声が私の周りでもあふれていました。あるZOOMを通じて議論していた全国弁護士団では、同じ関西に住む弁護士としてどう考えるのかと問いかけてきた弁護士もいました。

兵庫県と京都府を同じ関西でくぐる発想自体納得しがたいところですが、私は、「じゃあ、大阪府民は、冷静に政治的課題を議論して知事選の投票をしているんですか。」「東京都知事選挙での石丸現象をどう考えるんですか。」そして、「関西だけの問題ではない。他の地域でも同じ現象が起きかねません。」と答えました。

しかし、今回の選挙は、大げさに言えば、日本の今後の民主主義の在り方について重要な問題提起をしたものであると思います。

選挙直前の状況と選挙結果

選挙前のアンケート調査の結果がマスコミでいろいろと報道されました。公示直後こそ稲村和美元尼崎市長が優勢と伝えられていましたが、終盤になると斎藤前知事が追い上げていくとの報道でした。さらに、前日の夜には、Facebookで異様に盛り上がる斎藤陣営の様子も伝えられ、私は、「ちょっと理解しがたい。」と思っていました。選挙結果は、一部のマスコミで、午後八時に当確を出すほどの斎藤前知事の圧勝でした。

選挙の争点と戦術は

パワハラを告発した県の幹部職員を処分した行為が公益通報者保護法に違反していること、さらにパワハラを横行を理由に全政一一致で不信任が決議された結果の知事選ですから、当然、公益通報者保護法違反をどう考えるか、風とおしの良い県政をどう創っていくかが最大の争点になるはずでした。ところが、マスメディアは、選挙期間中「報道の中立」を理由にこの争点や、候補者の政策を全く報じない状態になり、有権者の関心に応えない「エア

ポケット」のような状態になっていました。

これに伝えるには、政策ビラ、街頭演説や個人演説会を判断材料とすることになりますが、これだけでは有権者の要求に適切に伝えることはできません。この役割を担ったのが、SNSです。稲村陣営は、完全にこの分野に立ち遅れたのに対し、斎藤陣営は、SNSを重要戦略として位置づけ、積極的に「斎藤知事は悪くない。」「マスコミのでっち上げ。」との動画を流し、これに「自分の当選のためではなく、斎藤さんの当選のために選挙に立候補した」というN党の立花孝志氏が参加し、フェイクニュースも含め街頭演説やSNSの動画発信を広めました。

本来公職選挙法上、候補者の政策や主張を報道し、これについての支持、反対の論評をすることは何ら制限されていませんが、先に述べましたとおり、マスメディアが「報道の中立」を理由に選挙期間中、争点や、候補者の政策を全く報じない状態になり、「ファクトチェック」を誰も

弁護士



尾藤 廣喜
Hiroki Bitoh

なさず、斎藤前知事が「既得権益」と闘ったがため全政党から潰されたとのイメージがだんだんと広がっていったのです。中でも、「斎藤さんは公約したことの九八・八%を達成している」との根拠ないニュースの拡散に代表されるように、知事としての「改革実現」をアピールする作戦は有効でした。

ここに至っては、対立候補となっていた稲村氏や維新の前参議院議員である清水貴之氏は、これまで斎藤知事の県政を支持してきたのですから、有効な反論が出来なかつたことはある意味当然の事でしょう。そればかりか、「稲村候補は、外国人参政権を推進している。」とか「県庁の建て替えに一千億円をかける。」とかのフェイクニュースが喧伝され、稲村氏は、その打ち消しに回るといふ防戦一方に追いやられたのです(外国人参政権を認めることは、重要な政策であり、これを当選するために否定して回らなければならぬという状況も情けないことです)。「風通しのよい県政を」という公約だけで、他に現職知事の政策と違った政策を提示し、浸透することがなければ、積極的なセールスポイントになりません。

これに対抗する政策を持っていたのは、斎藤知事の政策を批判して対案を出してきた共産党の推薦する大沢芳清氏ということになるのでしょうか、大沢陣営の選挙戦術は、政策ビラの配布、桃太郎作戦の練り

歩き、街頭演説という旧来の方法が殆どで、SNSを重視した宣伝方法は殆どとられていないように見えました(長い動画では見る気がしない。フォロワー数が圧倒的に少ない)。まるでミサイルに火縄銃で太刀打ちしているようでした。

学ぶべき課題

選挙後も、斎藤前知事の選挙手法について公職選挙法違反があったとか、百条委員会の委員長がN党の立花さんを名誉毀損容疑で刑事告訴をするなど、さまざまな問題点が表面化しています。私なりにこの選挙から学ぶべきことをまとめてみます。

(1) まず、これまでの議論とは真反対ですが、日常の政策議論と実践、そして、こまめに市民、県民の要求、要望に応えるという地味な活動こそが、大事です。このような地に着いた活動が、フェイクニュースの広がりに対置できる活動と言えます。

(2) また、積極的にSNSを利用することも大切です。その場合、気を付けなければいけないのは、長い文章や動画よりも、スポッ的な動画を数多く、それも、言いたいことを絞った動画に力を注ぐべきです。そして、これを一人や特定の団体が発信するのではなく、多くの人が発信し、拡散す

ることが大切です。

なお、その場合、相手方は、市民、県民間の分断を図るような情報(例えば、若者と高齢者、あるいは生活保護利用者と少額の年金受給者のそれぞれ分断を図るような情報)を意図的に流して、可能性が高く、これに焦点をあてた反論のSNSも大切です。

(3) そして、「ファクトチェック」による不適切なフェイクニュースの広がりを防止する体制を創らなければなりません。本来は、マスメディアがその役割を担うべきですが、多くは期待できません。このため、選挙管理委員会やSNSプラットフォームへの申し立ては、積極的に行うべきです。

(4) また、東京都知事選、そして今回の兵庫県知事選で問題になった点について、公職選挙法の改正が必要です。

上記の(1)と(2)の考え方は、私達が何らかの運動を行う際にも注意しなければならぬことです。そして、根本的には、フェイクニュースなどに惑わされることなく、自分でしっかり考え、自分の判断で行動するということを何よりも大切にすることが最も大切であることは言うまでもありません。

共同親権制度

父母の離婚後の

親権者の定めの見直し

父母の離婚後の共同親権を認める民法改正法が令和六年五月に成立し、二年以内に施行されることになっていきます。

これまで父母が離婚すると、父か母の単独親権であった制度が、共同親権を選択できるようになります。未成年の子がいる夫婦が離婚する場合、協議離婚の場合は協議で、裁判離婚の場合は裁判所が職権で父母のどちらか一方を親権者と定めることになっていて、これを定めなければ離婚届が受理されないという扱いでした。

単独親権制度を採用したのは、離婚後の父母は基本的に生活が分かれて、共同生活を営まないため、親権の共同行使が困難で子の利益にもつながらないためとの理由からでした。

令和四年における離婚後に親権者となった割合は、父が一一・一%、母が八五・九%、父母が二人以上いる子の親権を分け合った割合が三・〇%でした。

今回の改正の背景には国連の子ども

の権利条約があり、親権の問題は離婚に伴う付帯事項ではなく、子の成長・発達を保障するのは親子関係に基づくものであり、父母両方に責任があるという考えにあるといわれています。

どのような場合に

共同親権となるのか

共同親権とするか単独親権とするかは基本的に父母の協議で定めるのですが、協議ができないときあるいは調わないときは裁判所が定めません。その判断については、子の利益のため、父母と子との関係、父と母との関係その他一切の事情を考慮しなければならぬとされています。

共同親権による懸念

しかし、共同親権の導入により、婚姻中のDVや虐待が継続するおそれや、父母間の合意形成が困難で子の養育に関する重要な事項が決定できず、また子が両親の諍いの下に置かれ、かえって子の利益に反する事態が生じるのではないかと懸念があります。

そこで、「父又は母が子の心身に害悪を及ぼすおそれがある」と認められるとき、「父母の一方が他の一方から身体に対する暴力その他の心身に有害な影響を及ぼす言動を受けるおそれの有無、協議離婚などの協議が調わない理由

その他の事情を考慮して、父母が共同して親権を行うことが困難であると認められるとき」、「その他父母の双方を親権者と定めることにより子の利益を害すると認められるとき」は、単独親権としなければならぬと定められています。

共同親権についての父母の協議が調わない場合でも、裁判所が共同親権を定める場合もありうるという制度になっていきますが、当事者の合意なしに共同親権となれば、親権行使が適正に行われないことは目に見えていますので、実際には、共同親権の合意が困難な場合において裁判所が共同親権を命じることは考えにくいのではないかと思います。

弁護士



山崎 浩一
Koichi Yamazaki

特殊詐欺？電話体験記



昨夏、特殊詐欺の一種かと思われる電話があり、いささか迷惑を被りました。警視庁によれば、特殊詐欺とは、犯人が電話等で親族や公共機関の職員等を名乗って被害者を信じ込ませ、現金やキャッシュカードをだまし取ったり、医療費の還付金を受け取れるなどと言ってATMを操作させ、犯人の口座に送金させる犯罪（現金等を脅し取る恐喝や隙を見て盗み取る詐欺盗（窃盗）を含む。）ということ、手口が「オレオレ詐欺」等一〇種類に分類されていますが、今回はなかなか手が込んでおり、それだけでは直接お金を取られるような話に結びつかないことから、「その他の特殊詐欺」となるのかもしれない。それだけにだまされやすいところもありますので、紹介させていただきますことにしました。



問題の電話は、携帯電話に発信番号通知（しかも〇三）でかかってきて、警視庁捜査二課の「ワタナベ」と名乗ったものです。以下概略です。

最初に「クワタノリヒト」さんですかと正しく確認。

福島県警が五月に身柄を拘束した「アズマヒロアキ」が主犯のマネーロン

ダリングの事件を福島県警と共同して捜査しているが、資金洗浄のため利用された口座の中にPayPay銀行のあなた名義の口座があったので、事情を聴きたいとのこと。

捜査の秘密に関わるので、周りに家族などほかの人はいないかの問い。住所と携帯電話番号をこれで間違いないかと確認。

「アズマヒロアキ」の名前を知っているか、PayPay銀行に口座を作ったことがあるかの質問。

知らない、ないと答えると、本人確認の資料が提出されたからこそ口座ができていると考えられるので、詳しく事情を聴く必要あり。この電話で聞けるかと言うので、どのくらいかかるのかと聞くと、二時間くらいとのこと。

これから出かけるので、そんな時間はないと言うと、それでは福島県警まで今日中に出向いてもらわなければいけないとのこと。（この後、警視庁ではないのか、京都府警が聴けばよいのでは等のやり取りあり）簡単に来そうにないと思ったのか、被疑者という立場になるので、来てもらわないと困るなどとゆるやかに脅し文句があり。

福島県警のどこに行けばよいのかときくと、県警本部捜査二課の「カタギリ」のところへ行けとのこと、その際、

資金洗浄詐欺事件 令和五刑（ち）一八三という番号を伝えること。

事務所にも報告し、福島県警に電話するのがよからうということになり、電話しますと、今この件の問い合わせが朝から殺到しており、大阪から先ほど来られた方もありますが、警察を名乗る偽電話であるとのことでした。



警察の捜査のやり方としておかしなところは随所にあるのですが、氏名、住所、電話番号は確実に流出しており、気持ちの良いものではなく、迷惑千万です。他の被害者の方のネット上の情報を読みますと、相手により、時期により、手口に少しずつ手が加えられ、本物に見せかける工夫が見受けられました。それにしても、ネット上の情報を見る限り、金銭を取られた人は見当たらず、結局、福島県警まで無駄足を運ばされるかどうかという事件です。ですので、理解しにくいところ。いづれにせよ、この種の電話は、すぐ警察なり他人に相談するというのが大切なところ。です。



弁護士

鋤田 則仁
Norihito Kuwata

魔法の瞬間

★ 昨年、子供を連れて東京デイズニールン(DIDL)に行ってきました。子供にとっては記念すべき初DIDLでしたが、実のところ、出発前、私自身はあまり気分が乗り切らずにいました。最近のDIDLのシステムや料金、プランニングについて事前に調べてみると、どうやら今のDIDLは何度も繰り返し通うような狭い客層向け施設になっているのではないかと印象を抱き、子連れのようなライト層の方には向いていないように思えたのです。

そうはいっても頑張つて予定を空けたしチケットも取ったのだから行くか、と早朝から移動したのですが、道中子供が体調を崩し気味になるアクシデントもあつて舞浜駅に着いたのは開園から一時間も過ぎた一〇時前。下調べによればスタートが肝心とのことでしたので、出だしから厳しい展開が予想されます。実際、入場してもプライオリティパス(アトラクション等の無料優先チケットです。)はほぼ残つておらず、ショーのチケットも一つ取れただけといった有り様でした。

★ 入園チケットの問題ならキャンセルや日程変更をしてもよかつたのではないかとも思われるかもしれませんが、昨年十一月時点のデイズニールゾートテーマパーク利用約款ではキャンセル不可と

されており、変更ができるのも有効期限内(前日までの模様)です。当日になって慌てている我々ではどうにもなりません。

では、仕方がないので転売してはどうでしょうか。実は、上記利用約款では、「営利目的での不正な転売」がチケット無効化措置の対象とされているだけで、ユニバーサル・スタジオ・ジャパン(USJ)のように「営利目的の有無にかかわらず、すべて禁止」の上で無効化措置の対象とされているわけではありません。

では、営利目的でなければ禁止されないのかという点、そうでもないようです。上記利用約款では「お客様同士のチケット類」「譲渡・交換等およびそれらに伴う金銭の授受」を禁止行為に挙げていますし、デイズニールゾートのウェブサイトの「よくあるご質問」には「有償・無償を問わず他人への譲渡はできません。」との回答があります。必ずしも無効化措置までは執らないけれど許容はしていませんよ、という態度と見るべきでしょうか。

このように東西を代表するテーマパークのチケット転売に関する姿勢には少し差異があるようですが、USJの転売禁止条項については消費者支援機構関西が消費者契約法10条に違反するとして差止請求を提起しています。第一審(大阪地判令和5年7月21日)ではUSJが勝訴し、現在では控訴審が係属して

いますので、判決の行方が注目されます。

★ さて、なかなか途方に暮れる状況でしたが、唯一確保できたショー(ジャンボリミッキー!)の席がまさかの最前列で、長距離移動で元気がなくなっていた子供もショーが終わる頃にはだいぶ元気になっていました。そこからは子供と一緒に根気強く並び、終わってみれば美女と野獣。魔法のものがたり、やプーさんのハニーハントといった人気アトラクションにも乗れましたし、ハーモニー・イン・カラーや、(個人的にはDIDLで一番の目玉だと捉えている)エレクトロカルパレードといったパレードも悪くない場所でした。見ることができました。入園時点では、もう何もできず彷徨うばかりになるのではないかとすら考えていましたが、どうやら杞憂だったようです。

結局、閉園までしっかりとパークを楽しむことができました。閉園の花火を見上げて喜び、覚えてたあのジャンボリミッキー!を踊る子供を見て、私も、ああ、頑張つて連れてきて良かった、と心から思うことができました。やっぱり「デイズニールの魔法の瞬間」ですね。



弁護士

齋藤 亮介
Ryosuke Saito

運動の大切さ

★ コロナ禍以来、運動不足であることは自覚していたのですが、昨年の春先に少し体調を崩して以来、疲れやすい、すぐに足がだるくなるなど、基礎的な体力や筋力が低下しているように特に感じるようになっていました。とはいえ、そのようにあまり元気がない状態なので、まとまった運動をしよう！という気にもなかなかなりません。色々調べてみたところ、基礎代謝を上げるため大きな筋肉や体幹を重点的に鍛えることが、姿勢の改善や疲れにくい身体づくりに繋がるということが分かりました。具体的には、人間の筋肉の約七割は下半身に集まっており、そのような下半身の大きな筋肉を中心に手軽に鍛えることができるトレーニングが有用で、その代表的なトレーニングが、スクワットであるということでした。

スクワットは、太ももの前後の筋肉のほか、お尻の筋肉や背中の中核の筋肉も同時に鍛えられる点で非常にトレーニング効果が高く、ベンチプレス、デッドリフトというトレーニングとともに、「筋トレビッグ3」とまで言われているそうです。

このように、スクワットは非常にトレーニング効果が高いため、一日十回程度行うだけでも継続すれば効果は出

てくるようで、それならついサボりがちな性分の私でも続けられそうと考へ、とりあえず始めてみることにしました。現在、スクワットを始めてから三ヶ月程度経ちましたが、確かに以前に比べて明らかに疲れにくくなり、歩いた後などに足のだるさを感じるものが減ったような実感があります。

★ 特にコロナ禍以降、外出や運動の機会が少なくなってしまうという人は私だけではないと思います。運動不足は身体に様々な悪影響を及ぼすようです。運動不足になると、身体代謝量が低下して活動能力が低下し、それによってさらに筋力や全身の持久力も低下していき、また筋力が低下し姿勢が悪化すると血流が悪くなり疲労物質が滞留しやすくなりさらに疲れやすくなる…といった負のスパイラルに陥ってしまいます。

そして、運動不足は高血圧や肥満といった生活習慣病のリスクを増大させることとなります。疫学研究の結果によると、運動不足は死亡危険因子のうち、喫煙、高血圧に次いで第三位に位置しており、運動不足を原因として毎年五万人が死亡しているとも指摘されています。様々なところで言われている

ことではありますが、やはり適度な運動は、人の健康で元氣な生活にとって欠かせないもののようなようです。

★ 現在私は、スクワットを続けるほか、仕事の移動などでも歩けるところはなるべく歩くといったことは

は気をつけていますが、それでも日々の中でどうしてもサボってしまうがちなことは多いです。運動やトレーニングを続けるコツとしては、とにかく習慣化することが大事とされており、トレーニングやウォーキング等を行う場所や時間を決めたりすることでも習慣化が行いやすくなるようです。また、無理をして怪我をしないことは本末転倒なので、無理をしないことというのも重要です。冒頭にお話ししたスクワットについても、やり方を間違えたり、無理をすると膝を痛めたりする危険も高いものです。あくまでも、日々を元気に、健康に過ごすための手段が運動やトレーニングですので、ジムへ行ってトレーナーに教わったり、自宅で行う場合でも正しいやり方を調べておくなどしたうえで、無理なく続けていくことが大切です。



弁護士

 鋤田 透
 Toru Kuwata

最近、スマホでインスタグラム等を見て
 いると、次々と自分の関心のある投稿があ
 がってきて、あっという間に時間が経って
 いることがあり、「やっってしまった。」と反
 省することがあります。

スマホは電話やメールのみならず、SN
 Sや動画等、手軽に娯楽を楽しむことがで
 きますが、危険なサイトや有害なSNS
 の投稿等に関わらないように注意する必
 要があります。また、SNS上でのいじめ
 や誹謗中傷も問題となっています。

最近、小学生でもスマホを持っている
 ようで、高学年になってくると子どもにス
 マホがほしいとねだられる、親の立場とし
 てはまだ早いと思っただけでも、周りの友達
 が持っていると言われると、スマホを買い
 与えるのは仕方ないのだろうか：と悩ん
 でいるママ友の話も聞かれています。

子ども家庭庁の令和五年の調査による
 と、十歳以上の小学生の七〇%、中学生の
 九三%、高校生は九九%が自分専用のスマ
 ホを所有しているとのこと。

子どもがスマホを利用する目的の一つ
 はSNSの利用だと思えますが、オースト
 ラリアでは、昨年一月、子どものSNSの
 利用を禁止する法案が提出され、可決され
 ました。SNSの中でもXやT i k T o k、

インスタグラムなどが禁止対象で、教育支
 援の機能のあるYouTubeは対象外と
 されています。適用年齢は「一六歳未満」と
 され、保護者の同意があっても禁止対象の
 SNSの利用が禁じられます。適切な対策
 を講じないSNSの運営企業には罰則も科
 せられます。SNSがいじめや性犯罪の原因
 になっているとして、これらにつながる有
 害な投稿から子どもを守るべく、オースト
 ラリア国内での子どものSNS利用の禁
 止を支持する声は強いようです。

このような未成年者のSNS規制の流れ
 は、世界的に広がっており、アメリカでは州
 ごとに未成年のSNS利用を規制し、イギ
 リスでは運営企業に有害なコンテンツへの
 未成年者のアクセス防止策を義務づける法
 律が成立し、ノルウェーでも一五歳未満の
 SNS利用を禁止する法案を検討していま
 す。世界的には規制強化の流れですが、業界
 団体の中には、言論の自由の侵害であると
 して、規制拡大に反発する動きもありま
 す。いずれにしても、世界的に子どものS
 NSの利用について、考えなければなら
 ない時期にきているように思います。

誰でも簡単に自分の思い、表現等をSNS
 に投稿したり、閲覧したりすることができ
 ますが、顔の見えない相手と簡単に接触で
 きることによって犯罪に巻き込まれる危

険性があるだけでなく、未
 成熟の子どもがSNSにと
 らわれ過ぎるとSNSの世
 界がすべてのように感じら
 れないか等様々な心配事も
 あります。また、SNSには
 フェイク・加工された画像、
 事実と異なる投稿、有害な
 投稿もあります。有害な投
 稿ではなくても、インスタ
 映えを意識した投稿ばかり
 見ていると、自分の映えない日常と勝手に
 比較して、本来抱く必要のない劣等感を抱
 くことにもなります。大人でさえもそのよ
 うな気持ちになるのですから、子どもに対
 して与える影響はとて大きいと思わ
 れます。

ただ、SNSを通じて、自分と同じく辛
 い境遇の人の存在を知り、勇気づけられ
 ることもあります。その人にとってSN
 Sが大切な居場所であることも事実です。
 子どものSNSの利用制限の必要性は
 否定しませんが、SNSはすでに子ども
 にとっても身近な存在になってしまっ
 て、家庭での指導だけでなく、今まで以上
 に学校教育の過程で、子どもがSNSの
 世界の魅力、危険性を踏まえたSNSと
 の付き合い方を学べるようなカリキュ
 ラムになってほしいと思います。

弁護士

No Printing

渡邊 遥香
Haruka Watanabe

SNSとは、ソーシャルメディア ネットワーキング サービスの略で、イン
 ターネットを通じて他の人と繋がり、情報を共有できる仕組みです。
 代表的なものとして、X (旧 Twitter)、Facebook、Instagram 等が挙げられます。

「闇バイト」について

★
 昨今、ニユース等で「闇バイト」という言葉を目にするが増えました。「闇バイト」とは、高額な報酬と引換に違法な犯罪実行者を募集するバイトのことをいいます。SNS等を用いて、「即日」「高額」といった魅力的な文言で若者を誘惑し、犯罪を実行させる「闇バイト」について、詳しい手口や対策等については警察庁等が紹介していますので、今回は、「闇バイト」が実際にどのような犯罪にあたるのかについて解説してみようと思います。

① 特殊詐欺

★
 最も典型的な「闇バイト」の例は、特殊詐欺グループの「掛け子」「受け子」「出し子」等をさせられるというものです。

特殊詐欺とは、オレオレ詐欺や架空料金請求詐欺等のような、親族や公共機関の職員、銀行の職員等を装って、被害者を信じ込ませて現金やキャッシュカードをだまし取る詐欺のことで、「掛け子」は電話をかける係、「受け子」は現金やキャッシュカードを被害者から受け取りに行く係、「出し子」は受け取ったキャッシュカードを使って銀行で預金を引き出す係を、それぞれ指します。

特殊詐欺と称されるとおり、これらは詐欺罪(刑法246条1項)にあたり、法定刑は一〇年以下の拘禁刑。非常に重い法

定刑であり、末端の「バイト」であっても実刑判決が下ることも珍しくありません。

② 口座売買

★
 銀行の通帳やキャッシュカード、インターネットバンキングのID等を売買することです。ネット上での取引だけで手軽に現金を手に入れられるなどと謳って売買を持ちかけてきます。

★
 そもそも、口座の売買自体が金融機関に対する詐欺罪や犯罪収益移転防止法違反といった犯罪に該当しますし、売った口座が犯罪に使用されれば、共犯と認められる可能性もあります。

★
 また、詐欺被害者から口座名義人に対し民事で損害賠償請求訴訟が提起され、「口座の売却によって詐欺の実現を容易にした」として賠償が認められた裁判例もあります(東京地裁令和六年九月二十七日等)。

③ スマホの契約代行

★
 斡旋業者からの依頼でスマホを契約し、手に入れたスマホを渡してお金を受け取るものです。口座売買同様、手軽に現金を手に入れられるとして募集を募ります。

★
 こちらの行為も、通信キャリア等に対する詐欺罪に該当する可能性があるとともに、スマホ端末を渡して自分では使えない状態になったとしても、毎月の通信料金や端末代等は当然名義人に請

求されますから、お金を得るところか多額の請求を被せられる場合もあります。

④ 強盗

★
 近頃大きなニユースになった、「闇バイト」として強盗を行うというものです。

★
 SNS上では「叩き」などという隠語で、日当数万〜数十万円という、お金に困っている人にとつては魅力的な、しかしデメリットからすれば安すぎる対価で募集されています。

★
 その法定刑は五年「以上」の有期拘禁刑(刑法236条)という非常に厳しいもの。さらに、人を死に至らしめ強盗殺人となればその法定刑は死刑又は無期拘禁刑にまで跳ね上がります(刑法240条)。強盗の実行犯だけでなく、その下準備として高級車が置いてある邸宅を探したり、番犬のいる家をピックアップしたりといった一見犯罪ではないような「闇バイト」もあります。これも強盗予備罪(刑法237条)に該当する可能性があります。

★
 安っぽい言葉が違法性を矮小化してしまっている様な気がしますが、いずれも犯罪そのものです。自分や回りの人がだまされないよう気をつけましょう。



弁護士

大場 勇輝
Oba Yuki

かもがわ講座

機能性表示食品



昨年春頃から、小林製菓の紅麴による健康被害が大きな騒動になりました。昨年九月一八日付けの厚労省の調査によれば、青カビ由来のペルル酸が原因であるとほぼ特定でき、培養段階で青カビがドラムに混入したものと推定されています。

この騒動に際して、紅麴に対して付与されていた機能性表示食品というカテゴリについても注目がなされ、厚労省は「機能性表示食品を巡る検討会」を立ち上げて制度の見直しに着手しています。

機能性表示食品制度（食品表示法四条一項、食品表示基準二条一項一〇号）とは、「国の定めるルールに基づき、事業者が食品の安全性と機能性に関する科学的根拠などの必要な事項を、販売前に消費者庁長官に届け出れば、機能性を表示することができる制度」をいいます。これは、特定保健用食品（トクホ）と

異なり、国が安全性やその機能につき審査を行うものではなく、あくまでも事業者自身とその根拠を示して届出をしているにとどまるものです（消費者庁ウェブサイト）。

この制度に対しては批判も多く、日弁連は、制度が発足した二〇一五年には、届出制ではなく登録制を採用し、安全性及び機能性の要件を満たさないことが明らかになった場合には登録の取消しができるようにすべきである等といった趣旨の意見書を提出していました。

近年になって、消費者庁も機能性表示食品制度について踏み込んだ運用を行い始めており、二〇二三年六月三〇日には、機能性表示食品として販売されていたサプリメントの販売事業者に対して優良誤認による景品表示法違反を理由に措置命令処分を行いました。これを契機に同様の機能

性表示食品の届出をしていた八件の事業者もすべて届出を撤回するに至っています。そうした矢先に起きたのが紅麴事件でした。国としても看過し難いところでしょう。

検討会は、報告書において、健康被害情報の提供や、サプリメント形状の機能性表示食品については製造管理および品質管理の基準（GMP）に準拠することを法的義務とすること等を提言しました。このほか、個別意見ではより踏み込んだ意見も多く付されています。

これを踏まえてどこまで踏み込んだ法改正がなされるかはこれからの課題ですが、これまでよりは実効性のある規制が志向されることは確かでしょう。真面目に製品を作っている事業者が損をしないようにという意味でも、信頼できるルールの策定が望まれます。

